

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ミモザカブシキガイシャ ミモザ株式会社
事業者の所在地	〒140-0004 東京都品川区南品川二丁目2番5号
事業者の連絡先	電話番号 03-5796-0630 FAX番号 03-5796-0631 ホームページアドレス https://www.mimoza-care.jp/
事業者の代表者名	代表取締役 松本 考二

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ミモザカブシキガイシャ ミモザ株式会社
事業主体の主たる事務所の所在地	〒140-0004 東京都品川区南品川二丁目2番5号
事業主体の連絡先	電話番号 03-5796-0630 FAX番号 03-5796-0631 ホームページアドレス https://www.mimoza-care.jp/ <small>(有)</small> <small>無</small>
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 松本 考二 職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	有料老人ホーム、グループホーム、デイサービス、小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅、訪問介護等の介護サービス事業

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ ミモザハクジュアンケイオウホリノウチ ミモザ白寿庵京王堀之内
住宅の所在地	〒192-0355 東京都八王子市堀之内三丁目35番11
住宅の連絡先	電話番号 042-678-7551 FAX番号 042-678-7555 ホームページアドレス
住宅の管理者名	藤本 拓也
住宅の開設年月日	平成25年 3月 1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等
・入居者様の可能な限りその居宅に於いてその有する能力に応じ、自立して日常生活を営む事が出来ますように安定的かつ適切な以下の基本サービスを提供します。 ・ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。
住宅で対応できる医療的ケアの内容
当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）		日中に問しましては住戸に訪問し、又は、食事や外出時の機会に、毎日少なくとも1回安否確認等をさせていただきます。 ※提供者：住宅の職員
生活相談		①日常生活における心配事等の相談に応じ必要な助言を行います。 ②専門的なご相談事は必要に応じ専門機関の情報を提供します。 ※提供者：住宅の職員
緊急時対応	44,000円/月	①緊急時には緊急通報装置にて対応いたします。 ②夜間は、緊急通報装置にて1階事務所の職員が対応いたします。 ・職員だけでは判断できない場合は、住宅の管理者に連絡を取り、指示を受けた上で対応します。 ・救急の医療対応が必要な場合は救急車を要請します。 ・状況に応じて、入居者が指定する緊急時連絡先に状況を説明します。 ※「緊急事態・事故対応マニュアル」により緊急時の対応を行います。 ※提供者：住宅の職員
フロントサービス		①来訪者対応サービス ②郵便物、宅配便等の手配、受け取り ③タクシーの手配 ④クリーニング、訪問理容、美容の取次 ⑤地域生活情報（行政情報等）案内サービス ⑥食事サービスの案内及び運営（食事サービスの申込み・変更・キャンセル等の受付） ⑦居室内的電球交換（入居時に設置してある照明に限ります） ⑧ゴミ回収サービス（事業者が指定する回収日時、所定場所に出したゴミに限ります。また、大量のゴミ、粗大ゴミについては双方協議いたします） ※提供者：住宅の職員
住み替え支援サービス		入居者様が常時介護または見守りが必要となる等、住み替えを希望される場合、ミモザグループの施設情報及び他の介護事業者情報等を提供し支援を行います。 ※提供者：住宅の職員

上記以外の生活支援サービス等

（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス ※希望される方は、職員が調理する食事サービスをご利用いただけます。	48,600円/月 (30日の場合)	・食費は朝食、昼食、夕食毎にご利用いただいた回数を月単位での請求となります。 ・食費は朝食432円、昼食540円、夕食648円です。 ・消費税軽減税率制度における飲食料品の提供については、1食につき税別640円以下で、その累計額が1日1920円に達するまでの食費が該当し、軽減税率(8%)が適用されます。当住宅では、朝食・昼食・夕食の費用が軽減税率(8%)の対象となります。 ・朝食は7時～8時まで、昼食は12時～13時まで、夕食は17時～18時までです。 ・5階の食堂で提供致します。但し、病気等の緊急時は配膳・下膳致します。 ・食事のお申込みは1週間単位（月～日曜日）です。 ・キャンセルは提供される日の3日前までにお知らせ下さい。それ以降は実費負担となります。 ・療養食の提供は行いません。 ※提供者：本住宅の厨房に専属の自社調理員により調理提供いたします。
身体介助サービス	料金（税込）	
入浴介助	① サービス提供時間 (9時～17時) 1,122円／15分以内 2,244円／30分以内 3,366円／45分以内 4,488円／60分以内	・症例別介助方法にて介助いたします。 ・サービス時間内に提供いたします。 ※提供者：住宅の職員
排せつ介助	②朝晩・夜間 (6時～9時・ 17時～22時) 1,408円／15分以内 2,816円／30分以内 4,224円／45分以内 5,632円／60分以内	・希望の排せつ環境で介助いたします。 ・時間外の対応をいたします。 ※提供者：住宅の職員
食事介助	③深夜 (22時～翌6時) 1,760円／15分以内 3,520円／30分以内 5,280円／45分以内 7,040円／60分以内	・適切な食事ケアの提供いたします。 ・食事提供時間内介助いたします。 ※提供者：住宅の職員
身辺介助		・体位変換、居室からの移動、衣類の着脱、みだしなみ介助等の対応をいたします。 ・時間外の対応をいたします。 ・病院への通院・散歩・買い物をいたします。 ※提供者：住宅の職員
服薬確認介助		・誤飲・落葉防止を図ります。 ・時間外の対応をいたします。 ※提供者：住宅の職員

生活支援サービス	料金（税込）	(提供内容・方法・提供者)
家事支援	① サービス提供時間 (9時～17時) 605円／15分以内 1, 210円／30分以内 1, 815円／45分以内 2, 420円／60分以内	<ul style="list-style-type: none"> 掃除（クリーナー掛け） 洗濯、乾燥 ゴミ出し 布団干し シーツ交換 居室エアコンフィルター掃除 居室浴室掃除 居室トイレ掃除 居室への配膳、下膳（セット） ※利用料金 495円／1回 <p>※提供者：住宅の職員</p>
	② 朝晩・夜間 (6時～9時・ 17時～22時) 759円／15分以内 1, 518円／30分以内 2, 277円／45分以内 3, 036円／60分以内	<ul style="list-style-type: none"> 買い物 <p>※提供者：住宅の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 入退院時の同行 入院中の洗濯物交換 <p>※提供者：住宅の職員</p>
入退院時・入院中の補助	③ 深夜 (22時～翌6時) 948円／15分以内 1, 896円／30分以内 2, 844円／45分以内 3, 793円／60分以内	
<ul style="list-style-type: none"> 「申込兼実施記録」の申し込み内容についてサービスを提供いたします キャンセルはサービス実施日前日17時迄に申し出るものとします。 実施日前日17時以降に利用の中止を申し出た場合は、所定のキャンセル料を支払うものとします。 		
起床支援サービス	13, 200円／月	起床後の着替え・オムツ交換等、15分以内の更衣介助・排泄介助を行います。 実施時間帯は選べません。（提供者：住宅職員）
就寝支援サービス	13, 200円／月	就寝前の着替え・オムツ交換等、15分以内の更衣介助・排泄介助を行います。 実施時間帯は選べません。（提供者：住宅職員）
救急車添乗サービス	日中(9時～17時) 2, 200円／1時間 夜間(17時～翌9時) 3, 300円／1時間	<ul style="list-style-type: none"> 救急車に添乗します。 <p>※原則ご家族の対応となります。ご家族がいらっしゃるまでの対応となります。</p> <p>60分以降は30分毎に1, 100円を加算します。</p> <p>※提供者：住宅の職員</p>
服薬管理サービス	6, 600円／月	<ul style="list-style-type: none"> 薬の管理・見守りをします。 介助は行えませんので、ご注意ください。 別紙契約書にて契約が必要となります。 <p>※提供者：住宅の職員</p>
夜間特別点検サービス(A)	6, 600円／月	<ul style="list-style-type: none"> 夜間帯(21～翌6時)に訪室によるご本人様の状況確認や水道の止め忘れ等の確認を行います。 原則毎日1回となります。 <p>※提供者：住宅の職員</p>
夜間特別点検サービス(B)	13, 200円／月	<ul style="list-style-type: none"> 夜間点検の訪室時に、バット・オムツ交換・トイレ誘導・見守り等、10分以内の排泄介助を追加で対応いたします。 実施時間帯は選べません。 <p>※提供者：住宅の職員</p>
健旗相談サービス	生活相談サービス費に 含む	<ul style="list-style-type: none"> バイタル測定や健康のご相談にのり、必要に応じて医療機関やご家族へ連絡します。 <p>※提供者：住宅の職員</p>
金銭管理サービス	6, 600円／月	<ul style="list-style-type: none"> 本住宅は入居者の金銭等の管理は入居者自身が行うことを原則といたします。 ご本人の判断能力が十分な場合に特にホーム長に依頼があった場合、ミモザが認めた場合に限り、ご家族等の同意のもと現金（上限2万円）をお預かりいたします。 本住宅にて金銭管理等を管理する場合においては出納管理をし、定期的に出納帳による報告を行います 別表「金銭管理細則」に基づいて行います。 別紙申込書にてお申込みいただきます。 <p>※提供者：住宅の職員</p>

※備考

- 上記の服薬管理サービス・夜間特別点検サービスの申込は利用希望月の前月20日午後12時前までにお申込下さい。
- 1ヶ月に満たない期間の生活支援サービス料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。

医療連携の内容			
協力医療機関	1	名称	医療法人社団めぐみ会 田村クリニック
		住所	東京都多摩市落合1-32-1 多摩センターべペリビル5F
		診療科目	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、腎臓内科、リウマチ・こうげん病科、脳神経外科、泌尿器科
		協力内容	診断・治療等必要な処置
協力医療機関	2	名称	医療法人社団 荣友会 多摩ゆずクリニック
		住所	東京都多摩市落合1-7-12 ライティングビル6F
		診療科目	内科、老年内科、皮膚科、泌尿器科、精神科
		協力内容	診断・治療等必要な処置
協力歯科医療機関		名称	京王堀之内豊歯科医院
		住所	東京都八王子市堀之内3-35-13 谷合ビル2F ※当住宅隣
		協力内容	歯科診療

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法
明細を付して当月分請求書を翌月15日までにご入居者様に送付します。
支払方法
翌月27日に支払請求分を口座振替の方法でお支払いいただきます。（生活支援サービス契約書第6条参照）（金融機関が休日の場合は前営業日とします。）

6. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況	
窓口の名称	ミモザ白寿庵京王堀之内 相談・苦情窓口
電話番号	042-678-7551
対応している時間	平日 9時 00分 ~ 17時 00分
	土曜 9時 00分 ~ 17時 00分
	日曜 9時 00分 ~ 17時 00分
	祝日 9時 00分 ~ 17時 00分
定休日	年中無休
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	
具体的な対応	<p>1 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。</p> <p>2 事業者は状況確認・生活相談等の生活支援サービスの提供にあたり、合理的な範囲で最善の努力を尽くすものとするが、不可抗力による事故等、第三者の責に帰すべき事由、入居者側に故意又は過失がある場合には、には、事業者は賠償額を減する場合又は責任を負わない場合があります。</p> <p>3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録をします。</p>
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	
① あり	実施日 運営懇談会 年1回予定 直近実施日 2019年7月28日 結果の開示 ①あり 2なし
2 なし	

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、午前、午後の外出、帰宅時は記帳いただき、夜間の外出の際や外泊時は、記載いただき事前に住宅職員へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
食堂	食事時間帯を除き、特別な行事、会合等の利用希望については事前に住宅の職員に確認の上、予約をお願いいたします。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者へ30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解除することができる。		
契約解約時の連絡先	名称	ミモザ白寿庵京王堀之内
	電話番号	042-678-7551

事業者からの解除

- 1 事業者は、入居者の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって維続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行う。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービススタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 事業者は、入居者が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合において入居者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することができる。

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況

無 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様に対して、建物賃貸住宅契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス
重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 ミモザ株式会社

所在地 東京都品川区南品川二丁目2番5号

代表者名 代表取締役 松本 考二 印

説明者氏名 印

私は上記事業者から、建物賃貸住宅契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印

